

南九州市水道事業管理規程第 3 号

南九州市使用水量の認定に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 日

南九州市公営企業管理者

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市使用水量の認定に関する規程を廃止する訓令

南九州市使用水量の認定に関する規程（平成19年水道事業管理規程第14号）は、
廃止する。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。